

# 下水道における費用負担の変遷

---

# (1) 下水道の公共的役割

- 下水道は公共事業であるとともに、水道やバス、病院、市場等と同じく、公営企業の側面を有する事業である。
- 自分の土地からの汚水の排除という私的便益がある一方、**浸水防除**をはじめ、地域の**公衆衛生の確保**、**公共用水域の水質保全**等、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が大きな事業である。

## 浸水防除



大阪府寝屋川市  
(平成24年8月)



雨水貯留管の整備

都市に降った**雨の排除**により、**浸水被害を防除**。その便益は不特定多数の人々に及ぶ。

## 公衆衛生の確保



市街地に汚水が滞留しないよう、**汚水を排除**し、**公衆衛生を確保**。その便益は不特定多数の人々に及ぶ。

## 公共用水域の水質保全

### ▼ 紫川（北九州市）の事例



下水道普及前（昭和50年代前半）

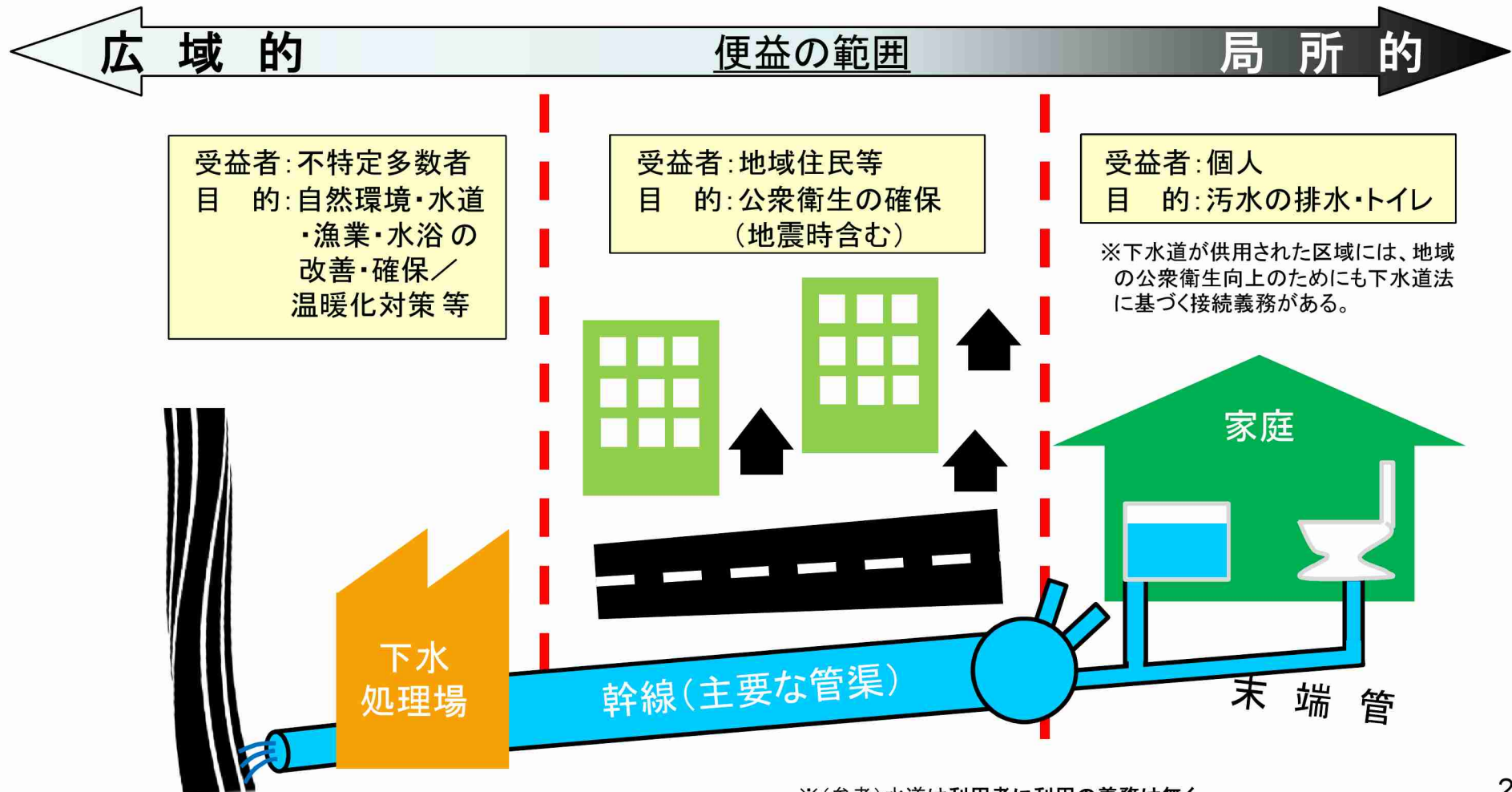


下水道普及後（平成27年）

汚水を適切に処理することで、**河川、海域等の水質を保全**。その便益は、不特定多数の人々に及ぶ。

## (2) 下水道システム(汚水)の多様な受益者

○ 下水道事業は、各戸からの汚水排除、地域の公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全と、受益の範囲が広範にわたる。



※(参考) 水道は利用者に利用の義務は無く、あくまで私法上の契約により供給される。

### (3) 下水道財政研究会の概要

#### (1) 下水道財政研究会(第1次～第5次)

|                    | 第1次財研(S36)   | 第2次財研(S41)  | 第3次財研(S48)  | 第4次財研(S54)   | 第5次財研(S60)  |
|--------------------|--|---|---|--|---|
| <b>費用負担の基本原則</b>   | <p>雨水の利用者負担分と汚水の公費負担分がほぼ同程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公費負担(雨水排除及び低湿地帯の滞水の排除)</li> <li>・個人負担(汚水及びし尿の排水並びに排除)</li> </ul> | <p>汚水について公費の負担すべき部分の方が大であると考えられ、相殺できなくなっている。</p> <p>⇒公費で負担すべき部分が著しく増大</p> | <p>ナショナルミニマム等の観点から、建設公費、汚水に関わる維持管理費私費の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三次処理経費は汚染者負担を除き、原則として公費負担</li> <li>・農山漁村及び自然環境のための下水道については、公費負担部分はより大きい</li> </ul> | <p>国、地方公共団体及び利用者の適正な負担を行う。</p> <p>地方中小都市、農山漁村等における下水道普及率の着実な向上を図るための財政措置の一層の拡充</p> | <p>国、地方公共団体及び利用者の適正な負担を行う。</p> <p>基本的に雨水公費、汚水私費とするが、汚水分のうち一部を公費負担とする。</p> |
| <b>資本費</b>         | 汚水5 : 雨水5  | 汚水3 : 雨水7   |   |  |   |
| <b>公費負担率</b>       | 50%  | 70%以上   | 原則公費  | 特に明記なし   |   |
| <b>考え方</b>         | 雨水分  | 雨水分と相殺できない汚水分   | 汚水分含め資本費のすべて  | 特に明記なし   |   |
| <b>維持管理費(公費負担)</b> | 汚水7 : 雨水3  |   |   |  |   |
|                    | 30%  | 30%   | 雨水分   | 雨水分  | 雨水分   |

### (3) 下水道財政研究会の概要

#### (2) 第5次下水道財政研究会の提言の内容

|                |   |
|----------------|---|
| <p>費用負担の原則</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道整備と維持管理に要する費用について、<u>下水道の基本的性格等</u>に対応した国、地方公共団体、使用者等の適正な費用負担が必要</li> <li>○国及び地方公共団体は、原則として、下水道整備等に要する費用のうち、<u>公費で負担すべき部分</u>につき、各々の責務に対応した補助及び負担を行うべき             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国は、国家的見地から地方公共団体の下水道整備等を推進する責務</li> <li>➢ 地方公共団体は、固有の事務として下水道を整備する等の責務</li> </ul> </li> <li>○使用者は、下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることに鑑み、原則として、下水道整備等に要する費用のうち<u>私費で負担すべき部分</u>につき、<u>その受益等に応じて適正な費用負担をすべき</u></li> </ul> |
| <p>財源</p>      | <p>建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助金は、下水道の公共的役割に鑑み、国家的見地からその整備の推進を図るため、<u>雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分</u>を地方公共団体に補助している             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 所要の補助対象事業費の確保とともに、改築についての国庫補助金を確保する必要</li> </ul> </li> <li>○世代間の負担の公平性等の観点から、地方債を充当</li> <li>○受益者負担金、都市計画税を積極的に活用すべき</li> </ul>   |
| <p>維持管理</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的には、<u>雨水に係るものは公費、汚水に係るものは私費で負担</u></li> <li>○下水道の公共的役割に鑑み、<u>汚水に係る費用のうち、高度処理費用、高料金対策費用等について公費負担</u></li> <li>○使用料は、下水道の費用負担のあり方を踏まえた使用料対象費用を基礎とし、能率的管理の下における適正な原価の範囲内で定める必要             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一般排水については、汚水に係る維持管理費及び資本費(国庫補助金及び受益者負担金徴収分を除く)のうち、公費で負担すべき部分を除いた額が対象</li> <li>➢ 特定排水については、汚水に係る維持管理費のうち公費で負担すべき部分を除いた額及び資本費(受益者負担金徴収分を除く)が対象</li> </ul> </li> </ul>                                       |

# (4) 汚水に係る公費負担分について

## ■ 汚水に係る公費負担分について

H18年3月「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」(総務省)の提言に基づき、平成18年度より分流式下水道等の整備における汚水分に対して、公共用水域の水質保全など公的な便益が多い反面で建設改良費が割高となることから見直しが図られた。

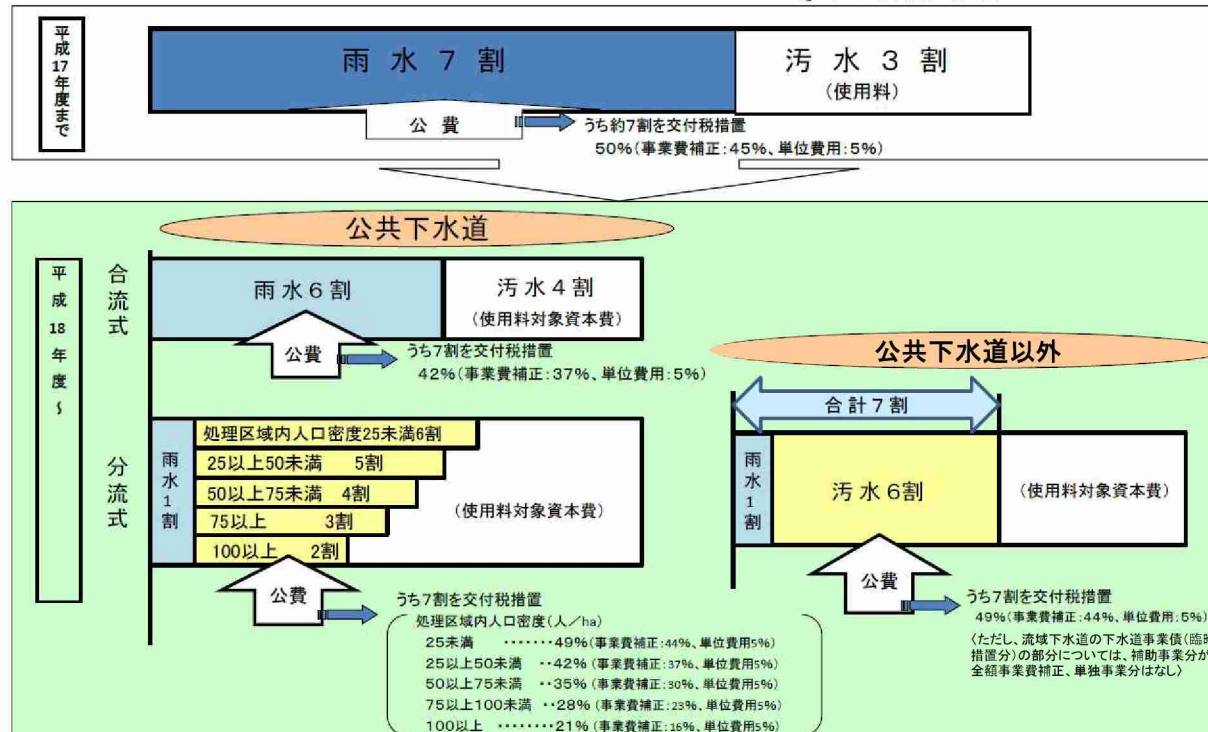
ア 資本費(元利償還金)に対する地方財政措置の変更

- 分流式と合流式の整備区分に応じて区分
- 雨水分の公費負担率を変更
- 汚水公費分を新設

・分流式整備による公共下水道(狭義)については、公共用水域の水質保全など公的な便益が多い反面で建設改良費が割高となることから、汚水公費分として処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の2割～6割について地方財政措置を講じる。

### ○ 下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置

(公費部分について公営企業繰出金として地方財政計画に計上)



※公害防止対策事業債に係る交付税措置は、従前どおり公債費方式により元利償還金の50%を基準財政需要額に算入